

内部質保証に関する規程

制定 令和 4年 1月 1日

改定 令和 8年 4月 1日

(目的)

第1条 本規程は、学校法人慈恵大学(以下、「法人」という)の建学の精神に基づく目的・使命の実現に向けて、教育、研究、医療、運営・財務の諸活動における自己点検・評価と改善を継続的に進めるための基本的事項を定める。

(内部質保証の体制)

第2条 法人における運営・財務および4附属病院における診療に係る内部質保証推進のための重要事項は理事会が決定する。また、内部質保証を推進するにあたり、予算執行や組織改編などを必要とする場合は理事会の承認を得て決定する。

- 2 大学・大学院における教育研究に係る内部質保証推進のための重要事項は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。
- 3 法人全体の内部質保証の推進を統括するため、理事会および学長(大学運営会議)直轄の組織として、学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会を置く。
- 4 法人全体の内部質保証を中長期事業計画および単年度事業計画に基づき実践的に推進するため、学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会の直轄組織として自己点検・評価委員会を置く。
- 5 自己点検・評価委員会は、教育・研究会議、4病院長会議および運営・財務会議の3会議により構成し、教育・研究会議は医学部・大学院・3看護専門学校および研究推進会議、4病院長会議は4附属病院、運営・財務会議は法人事務局における事業計画の策定と点検・評価を通しての改善を支援する。
- 6 各部局は、自己点検・評価委員会(教育・研究会議、4病院長会議、運営・財務会議)からの助言を参考として事業計画の策定と点検・評価および点検・評価結果を通しての改善を恒常的に行う。

(組織と役割)

第3条 内部質保証に関する組織と役割について、次のとおり定める。

1) 理事会

- ① 法人全体の内部質保証の推進に関する最高意志決定機関として組織改編や予算措置など重要事項を決定する。
- ② 内部質保証に関する方針について審議し、最終決定する。
- ③ 医療および運営・財務に関する事業計画の策定および点検評価を各部局に指示する。
- ④ 医療および運営・財務に関する事業計画の自己点検・評価と改善について審議の上、承認する。

2) 学長(大学運営会議)

- ① 教育・研究に関する内部質保証推進の責任者として重要事項を決定する。また、重要事項の決定にあたり、学長は必要に応じて大学運営会議に諮問する。

- ② 教育・研究に関する事業計画の策定および点検評価を各部局に指示する。
 - ③ 教育・研究会議から報告された教育・研究に関する事業計画に基づく自己点検・評価と改善の結果を大学運営会議で審議し、理事会に報告する。
 - ④ 教育・研究に関する自己点検・評価の結果に基づく改善策の策定を支援する。
- 3) 学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会
- ① 法人全体における内部質保証の推進を統括する。
 - ② 内部質保証に関する各方針を策定して適宜検証し、必要に応じて改定案を策定する。
 - ③ 中長期事業計画(3年間)に基づき、単年度事業計画の自己点検・評価と改善・向上策を取りまとめ、検証し、必要に応じて自己点検・評価委員会に助言を行う。
 - ④ 教育・研究に関する事業計画に基づく自己点検・評価と改善の結果を検証し、大学運営会議に報告する。
 - ⑤ 診療および運営財務に関する事業計画に基づく自己点検・評価と改善の結果を検証し、理事会に報告する。
 - ⑥ 法人全体の自己点検・評価と改善について、全学の各部局に主要な会議体を通じて定期的に報告し、周知する。
- 4) 自己点検・評価委員会(教育・研究会議、4病院長会議、運営・財務会議)
- ① 学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会の指示により、中長期事業計画および単年度事業計画に基づく自己点検・評価と改善の実務を担う。
 - ② 教育・研究会議は、教育、研究に関する部局(医学部、大学院、看護専門学校、研究推進会議)から報告された中長期事業計画および単年度事業計画に基づく自己点検・評価と改善結果を取りまとめて検証し、学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会に報告する。
 - ③ 4病院長会議は、医療に関する部局(附属4病院)から報告された中長期事業計画および単年度事業計画に基づく自己点検・評価と改善結果を取りまとめて検証し、学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会に報告する。
 - ④ 運営・財務会議は、運営・財務に関する部局(法人事務局)から報告された中長期事業計画および単年度事業計画に基づく自己点検・評価と改善結果を取りまとめて検証し、学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会に報告する。
 - ⑤ 教育・研究会議、4病院長会議および運営・財務会議は、関係部局による事業計画に基づく自己点検・評価と改善を支援する。
- 5) 部局(医学部、大学院、看護専門学校、研究推進会議、附属4病院、法人事務局)
- ① 理事会または学長(大学運営会議)からの指示により、中長期事業計画(3年間)および単年度事業計画を立案する。
 - ② 理事会または学長(大学運営会議)からの指示により、中長期事業計画(3年間)および単年度事業計画に基づく自己点検・評価を行い、その結果と改善策を自己点検・評価委員会(教育・研究会議、4病院長会議、運営・財務会議)に報告する。
 - ③ 理事会または学長(大学運営会議)からの指示にかかわらず、各部局は自己点検・評価委員会(教育・研究会議、4病院長会議、運営・財務会議)からの助言を参考として、事業計画の点検・評価を通しての改善策の策定を恒常的に行う。

(自己点検・評価と改善・向上の期間)

第4条 法人は、中長期事業計画に基づく総合的、体系的な自己点検・評価と改善・向上計画の策定を3年ごとに行う。

(結果の公表)

第5条 法人の自己点検・評価の結果と改善・向上に向けた計画は、報告書とホームページにより学内外に公表する。

(結果の活用)

第6条 法人の教職員及び各組織は、自己点検・評価の結果と改善・向上の計画を真摯に受け止め、教育、研究、医療、運営・財務の各分野の諸活動の活性化、活動水準の向上、活動の改善に積極的に努めるものとする。

(委員会規程)

第7条 学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会の運営を円滑に行うため、学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会規程を別に定める。

(主管部署)

第8条 本規程に関する事務は大学事務部が主管する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会の議を経て、理事長の承認により行う。

附 則 本規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。